2025年3月

日本コミュニティーガス協会

保安業務規程（協会モデル例）（平成28年10月）新旧対照表

国の公表するモデル保安業務規程の改正に伴い、保安業務規程（協会モデル例）を以下の新旧対照表のとおり改定します（保安業務規程（協会モデル例）の概要、保安業務規程届出書・変更届出書様式及び内部規程（第３２条、第３８条関係）を除く。）。

| 改　定　前（平成28年10月） | 改　定　後 |
| --- | --- |
| **（表紙）**  保安業務規程  平成　　年　　月　　日  ○○○○ガス株式会社 | **（表紙）**  保安業務規程  　　年　　月　　日  ○○○○ガス株式会社 |
| **（危険発生防止周知）**  **第１４条**　周知は、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項として**ガス小売事業者等の保安業務に関する省令（平成２８年経済産業省令７６号。以下「省令」という。）第２条**第１項第１号に掲げる事項について、**省令**に定められた頻度（別表第２参照）を満たすよう適切な計画により実施する。  ２　**省令第２条**第１項第２号イ及びロの周知は、書面の配布により実施する。ただし、当該需要家の承諾を得た場合には、書面の配布に代えて、次の各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法のいずれかにより周知する。 | **（危険発生防止周知）**  **第１４条**　周知は、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項として**ガス事業法施行規則（以下、「規則」という。）第１９７条**第１項第１号に掲げる事項について、**規則**に定められた頻度（別表第２参照）を満たすよう適切な計画により実施する。  ２　**規則第１９７条**第１項第２号イ及びロの周知は、書面の配布により実施する。ただし、当該需要家の承諾を得た場合には、書面の配布に代えて、次の各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法のいずれかにより周知する。 |
| **第１９条（消費機器に関する再調査）**　前条に規定する通知を行った消費機器については、その通知の日から１月を経過した日以後５月以内に再び調査する。ただし、直近の第１７条の調査がこの項の規定によるものである場合には、この限りでない。 | **第１９条（消費機器に関する再調査）**　前条に規定する通知を行った消費機器については、その通知の日から１月を経過した日以後５月以内**（その通知に係る消費機器の所有者又は占有者が当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をその通知の日から１月以内にとったことをガス小売事業者が知った場合にあっては、その通知の日から６月以内）**に再び調査する。ただし、直近の第１７条の調査がこの項の規定によるものである場合には、この限りでない。 |
| **第２３条（帳簿）**  ２　前項各号に掲げる事項が、**省令第１１条第１項**の規定により、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、帳簿の保存に代えることができる。   |  | | --- | | **【協会モデル例（調査記録等をコンピュータ管理している場合）】**  **第２３条（帳簿）**　帳簿は、調査及び通知に関し次の各号に掲げる事項を、当社顧客管理システム（**省令第１１条第１項**の規定により、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存することができるシステムで帳簿に代えることができるもの。）に記録することにより作成する。 | | **第２３条（帳簿）**  ２　前項各号に掲げる事項が、**規則第２０６条**の規定により、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、帳簿の保存に代えることができる。   |  | | --- | | **【協会モデル例（調査記録等をコンピュータ管理している場合）】**  **第２３条（帳簿）**　帳簿は、調査及び通知に関し次の各号に掲げる事項を、当社顧客管理システム（**規則第２０６条**の規定により、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存することができるシステムで帳簿に代えることができるもの。）に記録することにより作成する。 | |
| **第３８条（内部規程への委任）**略   |  | | --- | | **【協会モデル例】**  **第３８条（内部規程への委任）**　第３４条から前条までに定めるもののほか、大規模災害の場合における動員基準、動員方法、組織、分担業務その他の当社がとるべき措置に係る詳細は、別に定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」及び「簡易ガス事業の防災に係る通報・応援措置基本**要領**」による。  （注）事業者独自の規程等を定めている場合には、『別に定める当社「○○○○要領（又は規程）」による。』とする。 | | **第３８条（内部規程への委任）**略   |  | | --- | | **【協会モデル例】**  **第３８条（内部規程への委任）**　第３４条から前条までに定めるもののほか、大規模災害の場合における動員基準、動員方法、組織、分担業務その他の当社がとるべき措置に係る詳細は、別に定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」及び「簡易ガス事業の防災に係る通報・応援措置基本**要綱**」による。  （注）事業者独自の規程等を定めている場合には、『別に定める当社「○○○○要領（又は規程）」による。』とする。 | |
| **附　　則**  この規程は、**平成　　年　　月　　日**から実施する。   |  | | --- | | **【協会モデル例】**  この規程は、**平成２９年４月１日**から実施する。 | | **附　　則**  この規程は、**年　　月　　日**から実施する。   |  | | --- | | **【協会モデル例】**  この規程は、**○○○○年４月１日**から実施する。 | |
| **別表第２**  **省令第２条**第１項第２号の周知業務の頻度は下表のとおりとする。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 周知対象又は消費機器の種類 | 頻度 | 書面に記載する事項 | | 一般周知 | （１）（略） | （略） | **省令第２条**第１項第１号イから二まで及びリに掲げる事項 | | （２）建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物の需要家 | （略） | | 個別周知 | （１）屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が１２キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至った**場合に**当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。） | （略） | **省令第２条**第１項第１号ハ、ホ及びリに掲げる事項 | | （２）**（１）に掲げるものを除き、**屋内に設置されたガス瞬間湯沸器で**あって**ガスの消費量が１２キロワット以下のもの | **省令第２条**第１項第１号ハ及びリに掲げる事項 | | （３）（略） | | （４）別表第３の表の左欄イのガスふろがま（浴室内に設置された自然排気式のもので**あって**その排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。） | **省令第２条**第１項第１号ハ、ヘ及びリに掲げる事項 | | （５）（略） | （略） | **省令第２条**第１項第１号ハ及びリに掲げる事項 | | （６）開放燃焼式のガスストーブで**あって**燃焼面が金属網製のもの（不完全燃焼する状態に**至った**場合に当該ガスストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。） | （略） | | その他 | （略） | （略） | **省令第２条**第１項第１号二、ト及びチに掲げる事項 | | **別表第２**  **規則第１９７条**第１項第２号の周知業務の頻度は下表のとおりとする。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 周知対象又は消費機器の種類 | 頻度 | 書面に記載する事項 | | 一般周知 | （１）（略） | （略） | **規則第１９７条**第１項第１号イから二まで及びリに掲げる事項 | | （２）建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物の需要家**（自動ガス遮断装置（ガスの流量若しくは圧力等の異常な状態又はガスの漏えいを検知し、自動的にガスを遮断する機能を有するものをいう。）又はガス漏れ警報器が設置されているものであって、ガス栓（ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成１２年通商産業省令第１１１号）第４５条に掲げる基準に適合するものに限る。）が設置されているものを除く。）** | （略） | | 個別周知 | （１）屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が１２キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至った**場合において**当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る**（ただし、連続して三回を上限としてガスの供給を自動的に遮断し、燃焼を停止する機能が作動した後、再び点火する状態にならないようにする機能を有すると認められるものを除く。）**。） | （略） | **規則第１９７条**第１項第１号ハ、ホ及びリに掲げる事項 | | （２）屋内に設置されたガス瞬間湯沸器で**あつて**ガスの消費量が１２キロワット以下のもの**（ただし、不完全燃焼する状態に至つた場合において当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）** | **規則第１９７条**第１項第１号ハ及びリに掲げる事項 | | （３）（略） | | （４）別表第３の表の左欄イのガスふろがま（浴室内に設置された自然排気式のもので**あつて**その排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。） | **規則第１９７条**第１項第１号ハ、ヘ及びリに掲げる事項 | | （５）（略） | （略） | **規則第１９７条**第１項第１号ハ及びリに掲げる事項 | | （６）開放燃焼式のガスストーブで**あつて**燃焼面が金属網製のもの（不完全燃焼する状態に**至つた**場合に当該ガスストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。） | （略） | | その他 | （略） | （略） | **規則第１９７条**第１項第１号二、ト及びチに掲げる事項 | |
| **別表第３**  　次表の左欄に掲げる消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる技術上の基準に関する事項等について調査する。     |  |  |  | | --- | --- | --- | | 消費機器の種類 | 頻度 | 調査を行う事項 | | イ　（略） | （略） | １　屋内に設置されている燃焼器に係るものにあっては、**省令第７条**第１号、第２号…（以下略）  ２　屋外に設置されている燃焼器に係るものであってその排気筒または給排気筒が屋内に設置する部分を有するものにあっては、**省令第７条**第７号イ及びロ…（以下略） | | ロ（略） | （略） | **省令第７条**第８号及び第９号に掲げる基準に関する事項 | | ハ（略） | （略） | **省令第７条**第１１号に掲げる基準に関する事項 | | **別表第３**  　次表の左欄に掲げる消費機器の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる技術上の基準に関する事項等について調査する。     |  |  |  | | --- | --- | --- | | 消費機器の種類 | 頻度 | 調査を行う事項 | | イ　（略） | （略） | １　屋内に設置されている燃焼器に係るものにあっては、**規則第２０２条**第１号、第２号…（以下略）  ２　屋外に設置されている燃焼器に係るものであってその排気筒または給排気筒が屋内に設置する部分を有するものにあっては、**規則第２０２条**第７号イ及びロ…（以下略） | | ロ（略） | （略） | **規則第２０２条**第８号及び第９号に掲げる基準に関する事項 | | ハ（略） | （略） | **規則第２０２条**第１１号に掲げる基準に関する事項 | |
| **別表第４**　消費機器の技術上の基準（**省令第７条**の抜粋）  　別表第３の表右欄に記載されている調査を行う事項として**省令第７条**から引用される項目を下表に示す。   |  | | --- | | 消費機器の技術上の基準（「調査を行う事項」に関する条項のみ抜粋） | | **第７条**　法第１５９条第２項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。  　（略）  八　燃焼器であって、**建物区分に定める**特定地下街等又は…（以下略）  九　燃焼器であって、**建物区分に定める**特定地下街等又は…（以下略） | | **別表第４**　消費機器の技術上の基準（**規則第２０２条**の抜粋）  　別表第３の表右欄に記載されている調査を行う事項として**規則第２０２条**から引用される項目を下表に示す。   |  | | --- | | 消費機器の技術上の基準（「調査を行う事項」に関する条項のみ抜粋） | | **第２０２条**　法第１５９条第２項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。  　（略）  八　燃焼器であって、**建物区分のうち**特定地下街等又は…（以下略）  九　燃焼器であって、**建物区分のうち**特定地下街等又は…（以下略） | |
| **参考例第４**  消　費　機　器　調　査　計　画　表   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | | 調査期間 | 自　**平成　年　月　日**  至　**平成　年　月　日** | | |  |  |  | |  | | 調査予定地点群 | 対象需要家戸数 | 実　施　要　員 | | 備　　考 | | （略） | （略） | （略） | | （略） | |  |  |  | |  | |  |  |  | |  |   調査計画表の種別  １．４年計画表　（機器調査一巡計画）  ２．年間計画表　（当該事業年度計画） | **参考例第４**  消　費　機　器　調　査　計　画　表   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | | 調査期間 | 自　**年　月　日**  至　　**年　月　日** | | |  |  |  | |  | | 調査予定地点群 | 対象需要家戸数 | 実　施　要　員 | | 備　　考 | | （略） | （略） | （略） | | （略） | |  |  |  | |  | |  |  |  | |  |   調査計画表の種別  １．４年計画表　（機器調査一巡計画）  ２．年間計画表　（当該事業年度計画） |

以上